七の一、一六二七の二、一六二八、一六三一の二、一六三五の一、一六四〇の一、一六四〇の五、一六四〇の一四、一六四一の一の一、一六四一の二の一、一六四一の三の一、一六四一の三の三、一六四一の四、一六四一の一〇、一六四一の一八、一六四一の二三から一六四一の二七まで、一六四四の三、一六四四の一一、一六四四の一三、一六四五の三の三、一六四五の四の一、一六四五の五の一、一六四五の六から一六四五の一二まで、一六四五の一六、一六四五の二五、一六四五の三一から一六四五の三七まで、立谷二四一六の一、二四一七の一、二四一七の三、二四二〇の一、二四二〇の三、二四二一、二四二三、二四二四の一から二四二四の六まで、二四二四の八、二四二六の一から二四二六の三まで、二四二七の一、二四二七の二、二四二八、二四四一の一、谷尻四二〇九、四二一〇の一、四二一〇の二、四二一一の一から四二一一の三まで、四二一二の一から四二一二の一まで、四二一三の一、四二一三の四から四二一三の八まで、四二四三の一、四二四三の九、西ノ岡一四一二の一、一四一三の一の一、一四一三の一の二、一四一三の二の一、一四一三の二の四、一四一三の三、一四一四の一の一、一四一四の二の一、一四一四の二の三、一四一四の二の四、一四一四まで、一四一七、一四一九から一四二一まで、一四二三の一、一四二四の一の一の一、一四二四の四、一四二五の一、一四二七の三、一四二五の六、一四二七の一、一四二七の三、一四二七の六、一四二七の七、一四二八の一、一四二九の一、一四二九の七、一四三六の三、一四四〇、一四四一、一四四三の一、一四四三の二、池田町大利カゲヤブ五一の一、五一の四、五二の一、五三の一、五三の二、五四の一から五四の三まで、五四の六、五四の七、五五の一、五五の三、五六の一、五六の二、五七の一から五七の三まで、五八、六一から六三まで、六四の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

中津一八七六の五から一八七六の一九まで、カゲヤブ五一の一、五一の四、五二の一、五三の二、五四の一から五四の三まで、五四の六、五四の七、五五の一、五五の三、五六の一、五六の二、五七の一から五七の三まで、五八、六一から六三まで、六四の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字大屋敷四八二八の二、字鎌窪五九六の二、五九七、四三九五、四三九六、四三九八、三八〇の二、三、四六九の一、四七〇、字日浦四七九一の三、四八〇二の一から四八〇二の三まで、四八〇三、山城町下名字岡の本一五六一の一、字ジクダニ一六〇六、字竹の内一六〇七の一、一六〇八、池田町中西サルガワ二三九〇の一、ナカサコ一〇五三、一〇七九、一〇八〇、フロノタニ一五〇六、池田町大利大田七五、七六、七九の一、七九の二、八〇、池田町白地ノロウチ七九五の四、一〇七三の六、一〇七三の八から一〇七三の一〇まで、一〇七四の七から一〇七四の九まで、池田町馬路芭蕉八〇の二、八一の一、八二、八六、八七、東祖谷元井一五六、一五七、一五九、三九六、三九七、三九八の二、東祖谷和田六八の一、七〇、七一、一四七の一四、一五〇の二、西祖谷山村今久保一一三の四、一一四の三、一一五の一、一一五の三、一一七、一一九、一二四の一、八二、八六の一、一六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大屋敷四八二八の二、字鎌窪五九六の二、五九七、四三九五、四三九六、字花園北三八〇の二一、三八〇の二三・四六九の一・四七〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字日浦四七九一の三、四八〇二の一から四八〇二の三まで、八〇、ノロウチ七九五の四・一〇三の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇七三の八、一〇七三の九、一〇七三の一〇（次の図に示す部分に限る。）、一〇七四の七、一〇七四の八（次の図に示す部分に限る。）、一〇七四の九、芭蕉八一の一・八二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、東祖谷元井一五六、一五七、一五九、三九六、三九七、三九八の二、東祖谷和田六八の一・七〇・七一・一四七の一四・一五〇の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、西祖谷山村今久保一一三の四、一一四の三、一一五の一、一一五の三、一一七、一一九、西祖谷山村南山八三・八四・八六の一・一六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町半田字折坂三一七の二、三七六の二、三七七、三七八の二、四八〇の一、四八〇の三、五四六の一、五四七の二、五四九の一、六六四、六六五、字蔭名四四二の一、四四二の二、七九三、七九四、八〇五の一、八八五の一、八八六の二、八八八から八九〇まで、八九一の二、八九三から八九五まで、八九九、九〇〇の一、九〇〇の二、九〇二、九〇三、九〇七の一から九〇七の四まで、九〇八の一、九〇八の二、九〇九、九一〇の一から九一〇の三まで、九一一、九一二、九一三の一、九二五、九四〇、九四二、九四五、九四六、九四七の一、九四七の二、九五〇の一、九五〇の二、九五三、九五四の一、九五七、九五八、九五九の一、九五九の二、九六〇、九六二、九六四、九六五、九六七、九六八、九七七、一一四四、一一五三、一一六二、一四二五、一四二六の一、一四二八、字上喜来三一〇の二、字東久保一〇七五の二、一〇七五の四、一〇七五の七、一〇七五の一一、字平良石一二四七、一二四八の一、一二四九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字折坂三一七の二、三七六の二、三七七、三七八の二、四八〇の一、四八〇の三、五四六の一、五四七の二、五四九の一、六六四、六六五、字蔭名四四二の一、四四二の二、七九三、七九四、八〇五の一、八八五の二、八八六の一から八八五の三まで、八八六の一、八八六の二、八八八から八九〇まで、八九一の一、八九一の二、八九三から八九五まで、